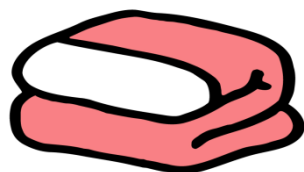


# 悪質商法から高齢者を守る！

## 羽毛ふとん・ふとんカバー など寝具に関する相談が増加！



### 事例

ひとり暮らしの母が高額なふとんを買ったようだと、ヘルパーさんから電話を受けた。母は「訪ねてきた業者の勧誘を断れず、担当者の車で連れて行かれたATMで現金を引き出して、代金を支払った」と言うが、ふとんは必要もなく高額なので、解約したい。

### アドバイス

- ◇ふとんなど寝具の訪問販売に関する相談が再び増加しています。過去に高額なふとんを買った人が、「以前買ったふとんのクリーニングをする」などと言って訪問され、次々と買わされたりする事例も多いようです。
- ◇現金で支払わせるために、販売員が車でATMへ連れて行くなど、高齢者に強引な販売をしたり、「契約書や領収書は後日持ってくる」などと言ってその場で書類を渡さないなど、悪質な例も見受けられます。
- ◇高齢者のご家族だけでなく、民生委員さんやヘルパーさんなど、周りの方々の気づきが被害の発見につながっています。
- ◇訪問販売で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフが可能です。

## 被害にあわないために！

- 訪ねてきた業者を安易に家へ入れない！
- 断っても業者が帰らなければ、警察に通報するか消費生活センターに相談を！  
(断った後の再勧誘は禁止されています)



わからぬことは、センターに聞いてね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
平日 TEL 052-222-9671  
土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分  
(土・日は電話相談のみ)

